

=====

受験番号：5R5053

=====

<共通問題解答>

有効な特許を発行するために、特許庁には、不当に特許を発行しない義務と同時に、不当に特許を否定しない義務があります。技術革新や技術的進歩は、それに資する保護範囲を認める特許が発明者に付与されたときに最も報いられるのです。

米国特許法施行規則 1.56 条他に、特許出願の準備および手続きに関係する者には、特許庁に対して誠実に善意を持って対応する義務があることが明記されており、これにより、特許庁は特許出願の効果的で効率的な審査を実施するために必要な情報を遅延なしに得られるようになっています。ここに規定された特許出願および手続きに関係する者とは、例えばその出願明細書に氏名の書かれた発明者や、その出願の準備や手続きに関与した弁理士や代理人を指します。情報開示の義務を有するのは、その出願準備や手続きに実体的に関与した者に限られています。これは、出願を手伝ったタイピストや事務員等の人員には、この義務が及ばないことを明示しています。

上記の義務を有するすべての者は、自らの知り得た特許性に関する重要な情報を、その情報源や入手方法に関わらず、特許庁に対して開示しなければなりません。情報がどのような状況で、あるいはどの情報源からもたらされたかではなく、その情報の重要性によって、特許庁に開示されるべきものであるかが決まるのです。もし重要であれば、その情報は特許庁に開示される必要があります。重要な情報の開示義務は、その義務を有する者が、特許出願時以前に、あるいはその出願の手続き期間中に知り得た情報に及びます。